



平成29年6月22日

各 位

会社名 株式会社 MARUWA
代表者 代表取締役社長 神戸 誠
(コード番号 5344 東証・名証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 及位 環
(TEL 0561-51-0839)

株主優待制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年6月22日開催の取締役会において株主優待制度の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主優待制度導入の目的

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの皆様に中長期的に当社株式を保有いただけるよう、株主優待制度を導入いたします。

2. 株主優待制度の内容

(1) 対象となる株主様

毎年3月31日現在の当社の株主名簿に記載または記録された当社株式100株（1単元）以上保有の株主様を対象とします。

ただし、当年度（平成30年3月期）においては、平成29年9月30日現在の当社の株主名簿に記載又は記録された当社株式100株（1単元）以上保有の株主様を対象とします。

(2) 優待制度の内容

① MARUWA CHRISTMAS CONCERTへのご招待

毎年12月に開催しているコンサートへ、ご招待いたします。

詳細につきましては、別途、ホームページでご案内いたします。

② 文化・芸術のアーティスト公演などを対象とした公演チケット優待

対象となる公演、応募方法などの詳細につきましては、別途、ホームページでご案内いたします。

(3) 優待制度の開始時期

当年度（平成30年3月31日現在）の株主名簿に記載又は記録された100株（1単元）以上保有の株主様を対象として開始します。

ただし、当年度（平成30年3月期）においては、平成29年9月30日現在の当社の株主名簿に記載又は記録された当社株式100株（1単元）以上保有の株主様を対象として開始します。

以上